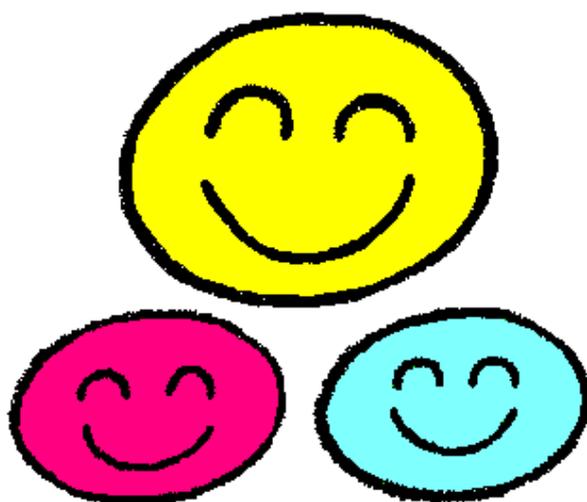


# 重要事項説明書



にこにこサービス有限公司

指定居宅介護支援事業所

にこにこプラン

# 重要事項説明書

( 居宅介護支援 )

## 1 指定居宅介護支援を提供する当社の概要

名称・法人種別 にここにこサービス有限会社  
代表者名 代表取締役 赤嶺 節子  
事業所の所在地 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根 217 番地  
電話番号 0980-72-0840 ファックス 0980-72-0844

## 2 事業所の概要

事業所名 指定居宅介護支援事業所 にここにこプラン  
所在地 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根 217 番地  
事業者指定番号 沖縄県第**4770600080**号  
管理者連絡先 赤嶺 節子 連絡先 0980-72-0840  
サービス提供地域 宮古島市 ( 大神島をのぞく )

## 3 当社の目的

要介護状態の利用者に対し、利用者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

## 4 当社の運営方針

1. 介護支援専門員は、要介護者の心身の特性、その他おかれている環境等を踏まえて、その要介護者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者の立場に立って援助を行なう。
2. 事業の実施にあたっては、要介護者の意思及び人格を尊重し、要介護者の選択に基づき適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを提供する。
3. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連絡を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
4. 前3項のほか、「指定居宅介護支援などの事業の人員及び運営に関する基準」に定める内容を遵守して、事業を実施いたします。
5. 従業者の教育研修を重視します。

## 5 営業日及び営業時間

営業日 月曜日 ~ 金曜日

営業時間 9:00 ~ 18:00

※年末年始(12月29日から1月3日)は除く

※電話等により24時間連絡が可能な体制をとる。

## 6 事業所職員体制等

### (1) 管理者 1名(常勤兼務)

本事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規程されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

### (2) 介護支援専門員 3名以上

居宅介護支援の提供にあたるものとする。但し、業務の状況により「介護支援専門員に関する省令」規定する介護支援専門員実務研修の修了者を増員することができる。

## 7 サービス利用料及び利用者負担

(1) 居宅介護支援については、原則として利用者の負担はありません。

(2) 介護支援専門員が通常サービス地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費等(実費)の支払いが必要となります。

## 8 居宅介護支援の提供

(1) 居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。

(2) 利用者又はその家族の相談を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等で行います。

(3) 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を事業所等で開催し、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。なお、テレビ電話装置その他の情報通信機器等の会議開催については、事前に利用者又は家族等からのテレビ電話装置等の活用について同意を得るものとする。

## 9 個人情報の保護

事業所が得た利用者及び家族のプライバシー等の個人情報については守秘義務を常に自覚するとともに、遵守し、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ます。また、契約終了後もこれらの秘密を保持します。

## 10 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所相談窓口	対応時間	平日9:00 ~ 18:00
	電話番号	0980-72-0840
	対応担当者	赤嶺 節子

○公共機関でも、次の機関においても苦情申出ができます。

宮古島市福祉部高齢者支援課

対応時間	平日9:00 ~ 17:00
電話番号	0980-73-1964

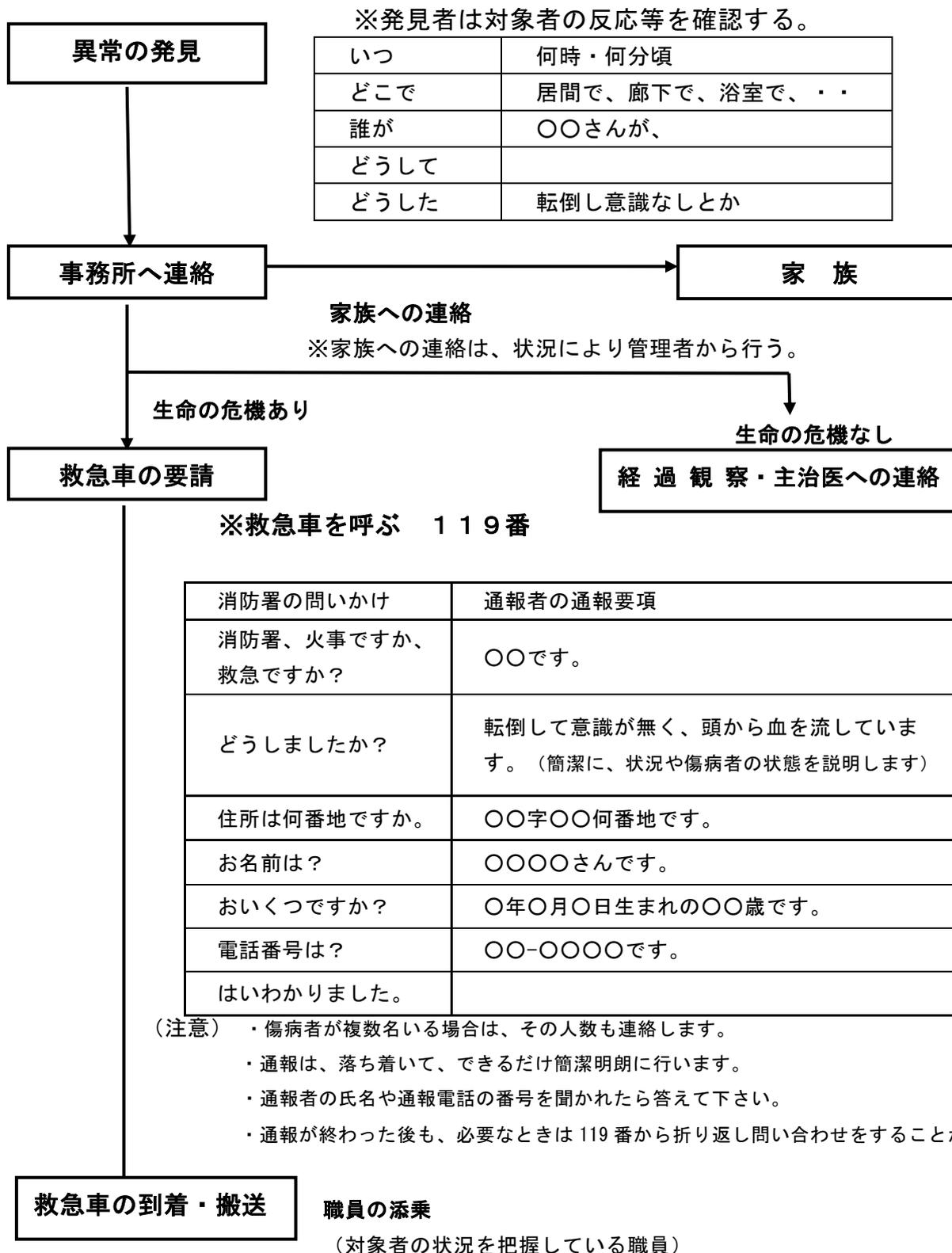
沖縄県健康保険団体連合会・介護苦情相談係

対応時間	平日9:00 ~ 17:00
電話番号	098-860-9026

## 11 事故発生時の対応

下記の緊急対応チャートの手順に基づいて敏速に対応いたします。

### 緊急対応チャート（事故・容態急変時）



## 12 主治の医師及び医療機関等との連携

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者に対する対応を円滑に行う事を目的に利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いします。

- ・利用者の入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

## 13 利用者自身によるサービスの選択と同意

①利用者自身がサービスを選択する事を基本に支援サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとする。

- ・指定居宅介護支援の提供に開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

- ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めるとなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画案を提示することはいたしません。
- ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には紹介等により、当該居宅サービス計画等原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び該当サービス担当者との合意を図ります。

②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治に医師が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置づけた居宅サービス内容の調整等を行います。

## 14 虐待、身体拘束に対する事項

- (1)事業者はサービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを保険者に通報するものとする。
- (2)事業者は利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等行う場合は、その態様及び時間、その他利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由を記録するものとする。

### 15 ハラスメントに対する事項

居宅介護支援の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

### 16.感染症に対する事項

事業所において感染症が発生又は蔓延防止のための指針を整備する。介護支援専門員に対して感染症の予防、蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

### 17 事業継続に対する事項

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置講ずるものとする。

## 利用料金及び居宅介護支援費

### 居宅介護支援費 I

居宅介護支援 (i)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 件未満	要介護 1・2	1,086 単位
		要介護 3・4・5	1,411 単位
居宅介護支援 (ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 60 未満	要介護 1・2	544 単位
		要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援 (iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 60 以上	要介護 1・2	326 単位
		要介護 3・4・5	422 単位

### 居特定事業所加算 II・III

算定要件	
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置していること
②	常勤かつ専従の介護支援専門員を 3 名以上配置していること

③	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的を開催すること
④	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること
⑤	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること
⑥	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること
⑦	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること
⑧	運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと
⑨	介護支援専門員 1 人あたりの利用者の平均件数が 40 名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は 45 名未満であること）
⑩	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること
⑪	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること
⑫	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること

#### 加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報提供した場合	250 単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報提供した場合	200 単位
居宅支援退院・退所加算 （Ⅰ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法で一回受けていること	450 単位
居宅支援退院・退所加算 （Ⅰ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位
居宅支援退院・退所加算 （Ⅱ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位

居宅支援退院・退所加算 (II) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位
居宅支援退院・退所加算 (III)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位
居宅支援通院時情報連携 加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	50 単位
居宅支援ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	400 単位
居宅支援緊急時 カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。  
この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

【説明確認欄】

サービス提供の開始に当たり、上記により重要事項を説明し同意を受けました。

事業者 所在地 宮古島市平良字東仲宗根 217 番地  
名称 指定居宅介護支援事業所 にこにこプラン

説明者 \_\_\_\_\_ 印

サービス提供の開始に当たり、上記のとおり説明を受け、同意し、受領しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

署名代行者（又は法定代理人）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

家族 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄（            ）

令和    年    月    日

## 個人情報取扱いに関する同意書

下記、個人情報の取扱いに関する事項を確認し、貴社が必要な範囲内において、私についての情報を取得・利用・提供を行うことに同意します。

契約日	令和 年 月 日	サービス種類	居宅介護支援
利用者名	印		
署名代行者	印（続柄： ）		
家族名	印（続柄： ）		

### 個人情報の取扱いについて(プライバシーポリシー)

当社は、介護事業者としての社会的責任および個人情報の重要性に鑑み、厚生労働省「医療・介護関連事業における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、個人情報の取扱いに関する基本的な指針を定めま

#### 1、個人情報保護方針

- （1）社会福祉事業の社会的責任を考慮し、守秘義務を遵守するとともに、適切な個人情報の収集、利用および提供を定めた社内規則を整備し、これを遵守します。
- （2）個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えいなどに関して、予防措置を講じるとともに、万一の発生時には速やかな是正対策を実施します。
- （3）個人情報に関する法令、ガイドライン、その他の規範を遵守します。
- （4）個人情報管理の仕組みを継続的に改善します。

#### 2、個人情報の利用目的

当社は、取得したご利用者及びご家族の個人情報を、業務の遂行に必要な範囲内において、予めご本人の同意を得た上で、以下の利用目的のために利用します。

- ①介護保険制度による居宅支援介護サービスの提供
- ②介護保険制度によらない、任意の介護サービスの提供
- ③「パンフレット」等の広報物の発送
- ④利用者及び家族アンケートの依頼
- ⑤サービス担当者会議による情報共有及び事例検討

#### 3、サービス担当者会議における個人情報利用について

当社は、ご利用者を担当する介護支援専門員が介護保険制度に基づき介在する

サービス担当者会議において、ご利用者へのサービスの充実を図るため、サービス利用状況等当社が保有するご利用者及びご家族の個人情報を利用し、または照会に応じます。この場合、当社は当該会議以外、秘密を保持します。

#### 4、個人情報の安全管理措置

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失または、き損の防止その他の個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備および実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要なとされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

#### 5、個人情報の第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、個人データをご本人の同意なく第三者に提供しません。

- ①本人の同意を得ている場合
- ②介護保険法に基づく不正受給者の市町村への通知
- ③刑事訴訟法、税法等に基づく捜査または取り調べに対する回答
- ④地方公共団体による当社への指導監査、報告命令、情報提供依頼に対する回答
- ⑤人の生命、身体及び財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
- ⑥公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- ⑦介護サービスの安全性向上のため、サービス提供中に発生した事故等に関する地方公共団体への報告および情報提供

#### 6、当社に対するご照会

当社は個人情報の取扱いについて下記窓口を設置し、ご利用者及びご家族からの問い合わせ、苦情、照会、訂正、停止等の申し出に応じます。この場合、当社は、申出者の本人確認を行うとともに、照会等により生じる複写等の実費を申出者にご負担いただきます。

《個人情報の取扱いに関する窓口》

事業者 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根2 1 7 番地  
にこにこサービス有限会社  
個人情報取扱責任者 赤嶺 節子  
TEL 0980-72-0840  
(受付時間：月曜日～金曜日 9時～17時)

以 上